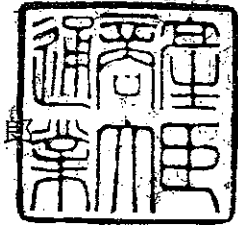


# 通商産業省

7基第467号  
平成7年5月8日

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について

通商産業大臣 橋本 龍太郎



化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）（以下「法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成7年通商産業省令第40号）（以下「規則」という。）に基づく通商産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

## 第1 申請に対する処分

### 1. 審査基準

#### (1) 法第4条第1項の規定による製造の許可

次のいずれにも該当するときでなければ、許可をしないものとする。

- ① 申請者が法第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ② 申請者の特定物質を製造する能力が、事業所ごとに年間1トン未満であること。ただし、規則第3条ただし書の規定により、通商産業大臣が単一の小規模な施設として認める場合にあっては、この限りでない。
- ③ 当該許可をすることによって、規則第3条ただし書の単一の小規模な施設が1を超えることとならないこと。
- ④ その他化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

#### (2) 法第7条第1項の規定による変更の許可

次のいずれにも該当するときでなければ、許可をしないものとする。

- ① 申請者の特定物質を製造する能力が、事業所ごとに年間1トン未満であること。ただし、規則第3条ただし書の規定により、通商産業大臣が単一の小規模な施設として認めた場合又は認める場合にあっては、この限りでない。
- ② 当該許可をすることによって、規則第3条ただし書の単一の小規模な施設が1を超えることとならないこと。
- ③ その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) 法第10条第1項の規定による使用の許可

次のいずれにも該当するときでなければ、許可をしないものとする。

- ① 申請者が法第11条第2項において準用する法第5条に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ② 特定物質が研究（法第34条に規定する特定研究の場合にあっては、国が行うものに限る。）、医療又は製薬の目的のいずれかに使用されることが確実であること。
- ③ 当該許可に係る数量の特定物質が製造又は輸入されることにより、我が国全体の当該年における製造又は輸入に係る特定物質の総量が1トンを超えないこと。また、我が国に存する特定物質の総量がいかなるときも1トンを超えないこと。
- ④ その他条約の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 規則第3条ただし書の規定による認定

規則第3条ただし書の単一の小規模な施設は、特定物質の需給状況等を勘案して、申請者が年間10キログラムを超えて特定物質を製造すること又は年間1トン以上の製造能力を有することが必要不可欠である場合に、我が国全体で1を限って認めるものとする。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処分名	標準処理期間
法第4条第1項の規定による製造の許可 法第7条第1項の規定による製造の許可の変更許可 法第10条第1項の規定による使用の許可	2か月
規則第8条第3項の使用許可証の再交付	1か月

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1) 法第18条第3項の規定による廃棄方法の変更命令

法第18条第2項の規定による届出に係る廃棄方法による廃棄では、技術上の理由等により当該特定物質を完全に廃棄することが確実であると認められない場合においては、当該届出に係る廃棄の方法（廃棄を他の者に委託することを含む。）等の変更を命ずるものとする。

2. その他

法第9条の規定による製造の許可の取消し及び法第12条の規定使用の許可の取消しについては、当該各条に許可の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

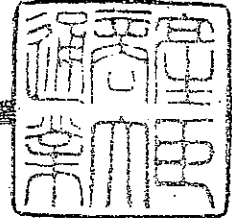
# 通商産業省

平成11・03・15基第2号

平成11年4月1日

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等の一部改正について

通商産業大臣 与謝野 馨



化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（7基第467号）の一部を次のように改正する。

## 第1 申請に対する処分 2. 標準処理期間の項中

法第4条第1項の規定による製造の許可 法第7条第1項の規定による製造の許可の変更許可 法第10条第1項の規定による使用の許可	2か月
--	-----

を

法第4条第1項の規定による製造の許可 法第7条第1項の規定による製造の許可の変更許可 規則第3条の単一の小規模な施設の認定	2か月
---	-----

に、

規則第8条第3項の使用許可証の再交付	1か月
--------------------	-----

を

規則第8条第3項の使用許可証の再交付	3週間
--------------------	-----

に改め、新たに

法第10条第1項の規定による使用の許可	6週間
---------------------	-----

を追加する。

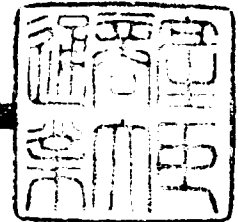
# 通商産業省

平成11・03・15基第2号

平成11年4月1日

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等の一部改正について

通商産業大臣 与謝野 馨



化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（7基第467号）の一部を次のように改正する。

## 第1 申請に対する処分 2. 標準処理期間の項中

法第4条第1項の規定による製造の許可 法第7条第1項の規定による製造の許可の変更許可 法第10条第1項の規定による使用の許可	2か月
--	-----

を

法第4条第1項の規定による製造の許可 法第7条第1項の規定による製造の許可の変更許可 規則第3条の単一の小規模な施設の認定	2か月
---	-----

に、

規則第8条第3項の使用許可証の再交付	1か月
--------------------	-----

を

規則第8条第3項の使用許可証の再交付	3週間
--------------------	-----

に改め、新たに

法第10条第1項の規定による使用の許可	6週間
---------------------	-----

を追加する。